

2018年6月25日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

子会社等における訴訟の結果に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)の米国子会社らは、2018年3月13日付「子会社に対する訴訟の判決に対する上告のお知らせ」でお知らせしたとおり、米国連邦最高裁判所に対する上告受理申立てを行っていましたが、2018年6月25日(米国時間)、同裁判所において、当該申立てを受理しない旨の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 決定をした裁判所および年月日

米国連邦最高裁判所

2018年6月25日(米国時間)

2. 上告受理申立てに至った経緯

米国の連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下総称して「政府系機関」)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency、以下「FHFA」)が、2011年9月に、ノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.ならびに引受人であるRBSセキュリティーズInc.に対して提起した訴訟について、2015年5月に第一審判決が言い渡されました。判決は、政府系機関が購入した住宅用不動産ローン担保証券(以下「RMBS」)の募集資料に重大な不実記載があったとするFHFAの主張を認め、政府系機関が当社米国子会社らにRMBSを引き渡す代わりに、当社米国子会社らが政府系機関に806百万米ドルを支払うよう命じる内容でした。

2015年6月、当社米国子会社らは第一審判決を不服として控訴しましたが、2017年9月、米国連邦第2巡回区控訴裁判所において、控訴棄却の判決が言い渡されました。2018年3月、当社米国子会社らは、当該判決を不服として上告受理申立てをしました。

2018年6月25日(米国時間)、米国連邦最高裁判所は、当社米国子会社らの上告受理申立を受理しない決定をし、これにより、第一審判決が確定しました。

3. 本決定の業績への影響

訴訟の状況等に鑑み、合理的に発生する可能性のある損失額を負債に計上済であり、本決定による連結業績への影響は軽微です。

【ご参考】

2015年5月16日付ニュースリリース

「子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」

<http://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20150516/20150516.pdf>

2015年6月11日付ニュースリリース

「子会社に対する訴訟の判決に対する控訴のお知らせ」

<http://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20150611/20150611.pdf>

2017年9月29日付ニュースリリース

「子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」

<http://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20170929/20170929.pdf>

2018年3月13日付ニュースリリース

「子会社に対する訴訟の判決に対する上告のお知らせ」

<http://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20180313/20180313.pdf>

以上